# 大阪(大<sup>2004</sup>vol. 5) 3月 人権協力会 ニュース

「大阪府人権協会ニュース」では、人権相談をは じめ相談担当者の方に、相談活動の参考となる ような制度・施策の創設や改正のポイント紹介、 具体的な相談活動紹介などの情報提供を行って います。

また、必要に応じ、大阪府人権協会としての 考え方や地域、相談機関での取り組みの呼びか けなども伝え、地域活動の一助となることを目 的に編集しています。

母子家庭をとりまく現状と課題 ~人権としての自立とエンパワメント~

神原文子

大阪府母子家庭等自立促進計画(案)の概要 母子家庭等対策の現状(概要)

大阪府母子家庭等 自立促進計画策定にあたって

部落解放母子父子家庭組合連絡協議会

「シングルマザー支援の取り組み」

NPOしんぐるまざあず・ふぉーらむ・関西

「大阪府母子寡婦福祉連合会の取り組み」

大阪府母子寡婦福祉連合会

◆講演記録◇

「ハンセン病回復者の人権問題」②

神 美知宏

全国ハンセン病療養所入所者協議会事務局長

◆対談②◆

ハンセン病回復者の地域復帰について

川島

保

原田恵子

地域復帰者

解放出版社

母子家庭の母を対象にした 点訳講座の風景 (しんぐるまざぁず・ふぉーらむ関西)



# 母子家庭をとりまく現状と課題

~人権としての自立とエンパワメント~

神戸学院大学教員 神原 文子

# 1 母子家庭等の「自立」の考え方

母子家庭等への自立支援について論じる時、まずはじめに、「自立」とはどういうことか?なぜ「自立支援」なのか?さらに、どのような視点で、母子家庭等への自立支援を考えるのか、と、自問自答しておくことが必要だろう。というのは、これらの問が、あまりに"わかりきったこと"だからなのか、不問に付されている場合が少なくないからである。

ここでは、紙面の都合で詳しい説明は省略するが、私は、「自立とは、だれであれ、"自分なりの自分らしい生活"を自分で選び、それを具体化できる諸条件である」と捉えている。もう少し言葉を補えば、自立は、必要な生活諸条件をどれだけ確保できるかという程度を問う概念であり、どのように確保するかという方法を問う概念ではない。自立とは、自分ひとりで、だれの助けも借りないで必要な生活諸条件を確保できる場合だけを言うのではなく(現実には、ありえない!)、様々な他者との直接的・間接的な関わりをとおして、生活に必要な物・人・情報などの生活諸資源を確保できることなのである。そのうえで、「自立した生活を営むことは人権である」とみなすことが、私の自立論の出発である。

# 2 母子家庭の生活が厳しいのはなぜか

"自分なりの自分らしい生活"を求めて離婚し、あるいは、未婚・非婚で出産し、そして、子どもの養育を引き受けた親たち。運命的に、その親のもとで生きることになった子どもたち。しかし、いざ、ひとり親家庭をスタートさせようとすると、現実は厳しく、自立など、ほど遠い。なぜだろうか。箇条書きに列挙しよう。

- ①わが国は、戦後、男性中心で性別役割分業型の社会を 完成させ、そのなかで、労働市場における賃金体系に しても、税制度にしても、社会保障制度にしても、 「夫が働き、妻は家庭を守る」という性別役割分業型 の家族形態を基準にして組み立てられてきたこと。
- ②男性には、目一杯働かせて家族を養える生活給を保障

- する一方で、女性には、結婚までの補助的・一時的労働と結婚後の"良妻賢母"が期待されてきたこと。既婚女性がパート就労するのも、"良妻賢母"のレベルアップのためである場合が少なくない。
- ③ひとり親家庭の現在の生活が厳しいのは、シングル・マザーの多くが、結婚退職し、家事・育児に専念するという、離婚するまでは、社会から期待された生き方を選択してきたゆえであること。
- ④結婚前には、だれしも、結婚後の生活を予測できるわけではなく、また、離婚を想定して結婚するわけではなく、離婚という事態に備えていないこと。
- ⑤離婚、未婚・非婚の母、ひとり親家庭などが、未だ、 多様なライフスタイルの一種であるとは社会的に位置 づけられていないために、積極的な支援対象になって いないこと。
- ⑥現行の家族制度では、夫婦間の問題は夫婦で解決するしかなく、しかも、権力関係に差がある夫婦において、 "円満な"協議離婚は、実際には極めて困難であり、 母子が、生活の目途も立っていない状況で母子生活を スタートしている場合が少なくないこと。
- ⑦離婚にせよ、未婚・非婚にせよ、わが国では、子どもを引き受けた親が養育の全責任を引き受けることがまだまだ当然視されており、もう1人の親の養育責任が社会的に追求されるしくみがないこと。
- ⑧一旦、退職した女性たちが、正社員として雇用されるのはごく一部であり、しかも、正社員となれば、男性並みの就労が期待されるため、母親たちの多くは、パートタイムで働くしかないこと。しかも、わが国では、パート就労は低賃金というのが相場である。
- ⑨「子どもの人権」保障が立ち後れているわが国では、 生まれに関わりなく、すべての子どもが自立できる支 援策が不十分であること。母子家庭支援策の最優先課 題は、子どもの自立支援策であり、そのために、母親 の自立も期待されるという位置づけを欠いている。
- ⑩わが国では、国民の福祉観が貧しく、まだまだ、「下 見て暮らせ」、「恵んでやる」的発想が顕著であり、

"健常"でまじめに働いている人びとのなかに、さま ざまな生活困難を抱えた人々が、自分と同程度の生活 を保障されるのは我慢ならないという考え方が根強い こと、同時に、生活困難な人びとへの関心も薄いこと。

3 なぜ自立支援をするのか?

離婚や未婚・非婚による親子を前にして、自分勝手に 離婚したのだから、あるいは、自分勝手に未婚・非婚の 親になったのだからと非難し、勝手にすればいいと放置 するのか、あるいは、子どもは社会の宝だから、社会全 体で子どもの育ちを支えようと手を差し出すのか、社会 全体の人権意識と自らの人権意識が問われる。

のみならず、離婚にせよ、未婚・非婚にせよ、子ども の養育を引き受けた親たちが、がんばってもがんばって も生活が楽にならず、自立困難だとしたら、それは、ひ とり親家庭の親のせいではないし、子どもたちのせいで もない。上述のように、自立を困難にしている社会のし くみが歴然と存在していることを度外視できないのであ

21世紀は人権の世紀だと言われる。私自身は、この 意味を、"だれもが、自分なりの自分らしい生き方を選 び、それを具体化できる"という、ひとりひとりの自立 した生活が、人権として保障される社会になることであ ると理解している。それゆえに、自助努力では自立困難 な人びとの自立を支援することが、社会保障の役割とい うことになる。

# 4 自立へのエンパワメント

今度は、ひとり親と子どもの立場から提案しよう。生 活が苦しいから、援助を期待するのではない。精一杯頑 張って、自立したいから、自立に向けた支援を期待する のだ。

ひとり親と子どもが、「がんばったら報われる」、「社 会が自立を支援してくれる」と希望をもてることが、ひ とり親家庭のなによりの「エンパワメント」なのである。

ひとり親家庭に必要な自立支援によって、親も子ども も、自分らしく生きることができるようになったら、そ の子どもたちが、「がんばったら報われる」という希望 の種を、これからの社会のいたるところで蒔いていくは ずだ。

ひとり親と子どもの思いと現実を、まるごと受けとめ て欲しい。これからの自立の方途を、一緒に考えて欲し い。頑張りを支えてほしい。エンパワメントの第一歩で ある。

# 「母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律」の概要

近年の離婚の急増など母子家庭等をめぐる諸状況の変化に対応し、母子家庭等の自立を促進するため、 子育て・生活支援、就労支援、養育費の確保、経済的支援などの総合的な母子家庭対策を推進。

## 国、地方公共団体による総合的な自立支援体制の整備

- 都道府県等(府、市及び福祉事務所設置町)における総合的な支援 (母子自立支援員による相談、情報提供)
- 国の基本方針
- 都道府県等の自立促進計画 (地域の実情に応じた自立促進計画の策定)

## 1. 子育で・生活支援

- ①保育所優先入所の法定化
- ②子育て短期支援事業の法定化
- ③日常生活支援事業の拡充

## 2. 就労支援

- ①母子家庭等就業支援事業の創設
- ②母子家庭の母の能力開発のための給付金事業の創設

## 3. 養育費の確保

養育費に関する規定の創設

# 4. 経済的支援

- ① 母子寡婦福祉資金貸付の充実(児童本人への貸付制度を創設等)
- ② 児童扶養手当制度の見直し
  - ・手当ての受給期間が5年を超えるときは、政令で定めるところにより 手当額の一部を支給しないこととすること
  - ・手当ての請求期限(5年間)の撤廃

公布 2002(平成14)年11月29日 施行 2003(平成15)年4月1日

# 推進体制

国

- ○基本方針の策定 (2003(H15).3.19告示)
- ○調査研究、情報提供、研修会の実施
- ○個別事業等の実施
  - ハローワークにおける就業あっせん 特定求職者雇用開発助成金の支給
  - 事業主に対する啓発活動

## 都 道 府 県 (政令指定都市、中核市含む)

- 1. 母子家庭等就業自立支 援センター事業 (就業相談、就業支援講習会、 研修、生活相談等)
- 2. 母子及び寡婦福祉資金 貸付金の貸付

情報提供 連絡調整 助言等支 援



## 都 道 府 県 等 (府、市及び福祉事務所設置町)

- 1. 自立促進計画の策定
- 2. 母子自立支援員の配置
  - 相談、情報提供
  - ・職業能力の向上及び求職活動に 関する支援
- 3. 個別事業の実施
- 児童扶養手当の支給(2002(H14).8~)
- 母子家庭自立支援給付金の給付
- · 日常生活支援事業
- ・子育て短期支援事業

(ただし、都道府県は福祉事務所未 設置の町村区域を所管する立場等 から、上記の事業等を行う)

# 大阪府母子家庭等自立

# 第1章 はじめに

# 【計画策定の趣旨】

- ○離婚率の高まりによる母子家庭及び父子家庭(以 下、「母子家庭等」という) の急増
- ○「母子及び寡婦福祉法」の改正(2002(平成14)年11月) →より身近な市や町での相談体制の確立や、就業支 援のための新たな給付金制度の創設など、自立支援 の基盤づくりを柱
- ○「児童扶養手当法」の改正 (2002(平成14)年11月) →母子家庭となった当初の生活激変期に対応する ものとして見直され、手当の支給が5年間(又は支 給要件に該当して7年間)を経過したときは、手当 額の一部を減額する措置の導入(減額の幅について は、今後政令で定める)
- ○「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」 の制定 (2003(平成15)年7月)

(2008(平成20)年3月までの時限立法)

○母子家庭等をめぐる様々な状況を踏まえ、母子家庭 等及び寡婦(配偶者のない女子であって、かつて配 偶者のいない女子として20歳未満の子どもを養 育していたことのあるもの)の自立を促進するため の支援のあり方及び方向を示すとともに、総合的な 事業展開を図るため計画を策定

# — 【 計画の位置づけ 】 —

- ○母子及び寡婦福祉法に基づく母子家庭及び寡婦自 立促進計画
  - \*母子及び寡婦福祉法では、都道府県(政令指定都市・ 中核市含む)、市及び福祉事務所を設置する町村が 国の基本方針に即し自立促進計画を策定するとされ ている
- ○計画の記載内容
- ・広域行政を担う観点から母子家庭等及び寡婦福祉施 策の理念・方向(第3・第4章)を整理
- ・\*大阪府の福祉事務所(池田・富田林・岸和田子ど も家庭センター)が所管する区域(以下、「町村区 域」という) において大阪府及び町村が実施する事 業(第5章)
- ・大阪府が広域的に実施する事業等を記載(第5章)
  - \*豊能郡豊能町、豊能郡能勢町、泉北郡忠岡町、泉南 郡熊取町、泉南郡田尻町、泉南郡岬町、南河内郡太 子町、南河内郡河南町、南河内郡千早赤阪村

# - 【計 画 の 期 間】 –

○2004(平成16)年度から2008(平成20)年度 までの5年間

# 【 計画の進行管理 】

- ○大阪府の関係部局、町村及び母子寡婦福祉団 体等が連携し施策の推進に取組む
- ○適宜、計画に定めた施策についての進捗状況 の把握・公表を行うとともに、検討委員会委 員等に対し進捗状況の報告や意見を求める ことにより、計画の進行管理を行う
- ○計画の運営期間の満了前に、この計画の第2 章に記載している項目について調査を実施
- ○施策の進捗状況を参考として、本計画期間満 了後の計画を策定

# 第2章 母子家庭等及び寡婦を取り巻く現状

# 〇離婚件数

- ・全国的に増加傾向にあり、大阪府の2002(平成14) 年の離婚件数は、約2万4千件(過去最高の件数)
- ・2002(平成14)年の大阪府の離婚率 (人口千人 あたりの1年間の離婚件数) は、2.87 と、全国の 2.30に比べ高い水準

# 〇大阪府内の児童扶養手当受給資格者数等の推移

(各年2月末現在)

	受給資格者		
		受給者	支給停止者
'99(11)年	65, 897	58, 521	7, 376
'00(12)年	67, 648	62, 879	4, 769
'01 (13)年	75, 122	67, 905	7, 217
'02(14)年	80, 897	73, 388	7, 509
'03 (15)年	86, 822	79, 673	7, 149

# \*児童扶養手当受給資格者

・児童扶養手当を支給(全部・一部)されている者、及び所 得制限限度額を超え支給が全部停止されている者の合計

# 〇生活保護を受給している母子世帯数

・近年の社会経済構造の変化や経済事情の悪化等に 伴い全国的に増加傾向 2001(平成13)年度に大阪府内で生活保護を受給 している母子世帯は、10,968 世帯

# 〇母子家庭の状況、父子家庭の状況、寡婦の状況

町村区域の母子家庭に対するアンケート調査、大 阪府母子家庭の母への支援に関する調査、町村区域 の父子家庭に対するアンケート調査、町村区域の寡 婦に対するアンケート調査の結果を記載

# 大阪府健康福祉部児童家庭室家庭支援課

tel. 06-6941-0751(内2438) http://www.pref.osaka.jp/jido/

# 【促進計画(案)の概要

# 第3章 基本理念

# - 【基 本 理 念】-

子育てと生計をひとりで担っている母 子家庭等が、社会を構成する子育て家庭 のひとつの家族形態として、自らの力を 発揮し安定した生活を営みながら、安心 して子どもを育てることのできる社会づ くりをめざす

# 【基本的な視点】 -

- ○母子家庭等への理解と人権の尊重
- ○母子家庭等の子どもの健やかな成長 を支援
- ○きめ細かな福祉サービスと母子家庭 等の自立を支援する仕組みづくり

# 第4章 基本方向

# |推進にあたっての【 基本的な考え方

- 1 国、大阪府及び市町村の役割分 担と連携による支援
- 2 福祉と雇用をはじめ幅広い行政 分野の連携による支援
- 3 相談・情報提供機能の連携によ る早期からの支援

# 【自立支援策の基本的な目標】

母子家庭等及び寡婦の自立を図る ために、相談機能の充実、就業支援、 子育てをはじめとした生活面への支 援、養育費の確保、経済的支援、人権 尊重の社会づくりを総合的に推進

- 1 相談機能の充実
- 2 就業支援
- 3 子育てをはじめとした生活面 への支援
- 4 養育費の確保
- 5 経済的支援
- 6 人権尊重の社会づくり

# 第5章 自立支援プログラム

( )内は実施主体

例・大阪府(広域):広域行政を担う大阪府として事業を実施

(政令指定都市・中核市を除く府内区域)

- 大阪府(全域): 広域行政を担う大阪府として府内全域で事業を実施

# 1. 相談機能の充実

- ○母子自立支援員等による相談事業の実施(大阪府(町村区域で実施))
- ○土日・夜間相談事業の実施(大阪府(広域))

# 2. 就業支援

# (1) 就業あっせん

- ○就業・自立支援センター事業の推進(大阪府(広域))
- ○母子自立支援員による就業相談(大阪府(町村区域で実施))
- ○国の公共職業安定機関等と連携した求人情報の提供(大阪府(広域))

# (2) 職業訓練等の実施・促進

- ○公共職業訓練の実施(大阪府(全域))
- ○就業支援講習会の実施(大阪府(広域))
- ○母子家庭自立支援給付金(自立支援教育訓練給付、母子家庭高等技能 訓練促進費)事業の実施(大阪府(町村区域で実施))
- ○技能習得期間中の生活資金貸付けの実施(大阪府(広域))

# (3) 就業機会創出のための支援

○母子家庭自立支援給付金(常用雇用転換奨励金)事業の実施

(大阪府(町村区域で実施))

- ○母子家庭の母の雇用に関する事業主への働きかけ (大阪府(全域))
- ○母子家庭の雇用に配慮した官公需発注の推進(大阪府(全域)及び町村)
- ○公務労働分野における母子家庭の母等の非常勤職員での雇用に向けた取り組 み(大阪府(広域)及び町村)
- ○母子寡婦福祉団体が行う事業に対する貸付け(大阪府(広域))
- ○母子家庭の母及び寡婦等が事業を開始する際における支援

(大阪府(広域、全域))

- ○コミュニティ・ビジネス (CB) の創出 (大阪府 (全域))
- ○社会起業家育成支援プロジェクトの実施(大阪府(全域))

# 3. 子育てをはじめとした生活面への支援

- ○保育所優先入所の推進(町村)
- ○保育所における延長保育・休日保育・夜間保育・特定保育事業、子育て短期 支援事業、乳幼児健康支援一時預かり事業の実施(町村)
- ○放課後児童クラブの優先的利用の推進(町村)
- ○日常生活支援事業の実施(大阪府(広域)又は町村)
- ○母子生活支援施設を活用した生活支援、自立支援(大阪府(町村区域で実施))
- ○公営住宅における優先入居の推進等(大阪府(全域)及び町村)

# 4. 養育費の確保

- ○養育費確保に向けた啓発の推進(大阪府(広域))
- ○法律相談事業の実施(大阪府(広域))

# 5. 経済的支援

- ○母子及び寡婦福祉資金貸付金の適正な貸付業務の実施(大阪府(広域))
- ○児童扶養手当の適正な給付業務の実施等(大阪府(町村区域で実施))
- ○母子家庭医療費等助成の実施(大阪府(全域))

# 6. 人権尊重の社会づくり

# 母子家庭等対策の現状(概要)

# 子育て・生活支援

## 【子音で・牛活支援】

- 保育所への優先入所の法定化
  - ・市町村が特別の配慮を行なうことを母子及び寡婦福祉法に規定
- - ・保護者が昼間家庭に不在の、概ね10歳未満の児童を対象に、学校余裕教室等を 利用し実施
- ●母子生活支援施設(ひとり親家庭となっている母と子の自立支援のための施設)
  - ・小規模分園型(サテライト型)母子生活支援施設の創設
- ●母子家庭等日常生活支援事業(旧介護人派遣事業)
  - ・母子家庭の母等が自立するための就学や、疾病などにより、一時的に介護、保育の サービスが必要となった場合に、家庭生活支援員を派遣
- ●子育て短期支援事業の法定化
  - ・親の残業、病気などの場合に実施する児童のショートステイ・トワイライトスティ事業 を児童福祉法に規定
- ●ファミリー・サポート・センター(育児に関する相互援助活動を行なう会員組織)
- ■乳幼児健康支援一時預かり事業
  - ・保育所に通う回復期にある病後の児童を、病院等に併設された施設等で一時的に 預かる事業
- ひとり親家庭生活支援事業
- 生活支援講習、土日 · 夜間電話相談等

- ●府営住宅における母子世帯等の優先入居等
  - ・母子世帯等を対象とした、福祉世帯向け募集の実施 (一般世帯向け募集とは別枠で実施)
  - ・一定収入以下の母子世帯等については、家賃減免の実施

# 就労支援

### ●母子家庭白立支援給付金事業

- · 自立支援教育訓練給付 (教育訓練を受講する母子家庭の母に受講料の4割を支給(上限20万円))
- (就職に有利な資格を取得する場合、修業期間中の生活費について一定期間
- 経済的支援を行なう(月額10万3千円、修業期間の最後の1/3の期間(12月を限度))
- 常用雇用転換奨励金
  - (パートタイムとして新規に雇用された母子家庭の母を、OIT実施後、 常用雇用労働者に雇用転換した場合に事業主に30万円を支給)
- ●公共職業訓練(高等職業技術専門校等における職業訓練)
- ●地域就労支援事業(各市町村に地域就労支援センターを設置)
  - ・母子家庭の母等就職困難者等に対する就労支援

## ●ハローワークにおける就業支援

- ・試行雇用(トライアル雇用)を通じた早期再就職の促進
- 特定求職者雇用開発助成金の支給
- ・事業主に対する母子家庭の母の雇用に関する啓発活動の推進

# 就労支援

# 生活支援

## 相談事業

- 母子自立支援員による相談事業(福祉事務所設置自治体に配置)
- ・母子家庭に対する総合的な相談窓口(母子自立支援員が母子家庭等の生活安定、自立の
- 弁護士による法律相談(母子福祉センターで実施)
- 民生委員児童委員による地域での相談
- ◆大阪府母子福祉推進委員による地域での相談

### 大阪府母子家庭等就業・自立支援センター事業 C-ステップ 総合福祉センター 母子福祉センター ●就労に関する相談 市町村職員研修 ■求人情報の提供 ■雇用協力企業の発掘 ■ I Tサポート研修 (無料職業紹介等) ■雇用(求人)情報の \*受講生に対する ●各種就業支援講習会 相談援助 ●就業セミナー ●母子家庭雇用の啓発

# 経済的支援

## ●児童扶養手当の支給

母子家庭の母等が、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童または、 20 歳未満で政令で定めた障害の状態にある児童を監護するときに支給

## 母子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付

(修学・就学支度・技能習得・特例児童扶養(母子のみ)・転宅・事業開始等資金、 計13種)

# ●養育費の確保

連携

- ・弁護士等による特別相談事業の実施(母子福祉センターで実施)
- ・養育費に関する規定の創設(母子及び寡婦福祉法において、扶養義務の履行の
- ・民事執行法の改正(支払目が到来していない将来分の養育費等も含め、一括 して、債務者の将来の収入の差押えをすることができる制度を導入。 2004(H16).4施行)
- ・養育費支払いについての社会的気運の醸成(養育費取り決め促進リーフレット 作成)

# 大阪府母子家庭等自立促進計画 策定にあたって

# 部落解放母子父子家庭組合連絡協議会

大阪府母子家庭等自立促進計画がいよいよ策定される。母 子家庭の自立支援に未経験の府下の自治体にとって手本とな る府の計画が策定されたことは、大変重要な意義があり、力 強い支援策という形で計画が具体化されることに大きな期待 を寄せいている。

しかしながら、具体的には大阪府の計画は8町1村分であ り、それを除く各市町においては自立促進計画づくりや専念 できる相談員の体制づくり、自立を支援する事業の制度化な どはこれからであり、どれだけがんばってくれるのかという 問題になってくる。自治体にとっては義務ではない事業の制 度化が計画が策定されるまで、2年間はできない、ではなく、 今すぐ自治体に制度化を強く求めていくことが重要である。

府の計画の具体化にあたって、3点の問題をあげる。相談 を受ける自立支援員のスキルアップや支える体制(ケース会 議など)はこれからであるが、相談を役所で待っているとい う形では、いくら事業化されても(今はほとんど事業化され ていないが)、多くの母子家庭を誘導することはできない。 相談とは発見であり、いかに困難を抱えても相談に行くこと ができない母子家庭に照準をあてた相談体制づくりを求め る。特に、有効な手だてが母子家庭当事者による相談体制で あり、当事者の育成である。

もう一点は、「母子家庭就業支援の法律」が制定され、自 治体・企業が母子家庭に仕事をつくる、雇用を促進すると言 うことが至上命令となっているが、不況やリストラなど現実 は厳しい。総合評価入札制度もモデル的な段階である。企業 がもっと採用したくなるような促進策が必要である。表彰制 度や特典、社会的認知など、母子家庭の雇用を進めることが、 企業のプラスとなる社会やシステムをつくることが重要であ る。当事者にとっても大きな励みになることはまちがいない。

最後に、母子家庭の差別の撤廃問題である。差別を許さな い社会づくり、豊かな人と人とのつながりを地域からつくる ことが大切であるが、まだ緒についたところである。しかし、 「地域福祉計画」づくり、第2次「人権教育10年行動計画」 づくり、「次世代育成行動計画」づくりなど様々な環境づく りの手だてが母子家庭の前に提示されている。自立支援にと ってもプラスとなるこれらの計画に母子家庭の問題をきちん と位置づけることが(もちろん市町村においても、)計画を より具体化させることにプラスとなることは間違いない。

第三条

政府は、

毎年、

ればならない

政府は、

国会に対し、

対象期間に係る各年度における母子家庭の母の就業の支

して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、

る施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなけ対象期間に係る各年度における母子家庭の母の就業の支援に関

国会に対する報告等)

進計画

がら協力しなければならない。

(計画(以下この項において「自立促進計画」母子及び寡婦福祉法第十一条第二項第三号に

の支援に関して講じようとする施策の充実が図られるよう、

相互に連携を図りな

母子家庭の母の就業の支援に特別の配慮がなされたものとしなければならない。する都道府県等は、対象期間に係る自立促進計画については、基本方針に即し、

対象期間に係る自立促進計画については、基本方針に即し、児において「自立促進計画」という。)を策定する同号に規定仏法第十一条第二項第三号に規定する母子家庭及び寡婦自立促

# 庭 の 母 の 支援に関 (二〇〇三 (平成一五) 年七月二四日法律第26号) g る 特 別 措

# (施行期日)附 る日から施行する。

(この法律の失効)

2

条第二項の規定による報告については、同項の規定は、この法律の失効後も、4九年度における母子家庭の母の就業の支援に関する施策の実施の状況に係る第二この法律は、平成二十年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、平成-

平成十

この法律は、 公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定め

業の促進を図るために必要な施策を講ずるように努めるものとする。地方公共団体は、前二条の規定に基づく国の施策に準じて、母子

地方公共団体の施策) 適正な使用に留意するものとする。 母子家庭の母の就

母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮) 型により担この場合において、国の物品及び役務の調達に当たっては、予算の主として母子家庭の母であるものの受注の機会の増大が図られるように配慮する主として母子家庭の母であるものの受注の機会の増大が図られるように配慮する主として母子家庭の母であるものの受注の機会の増大が図られるように配慮する主として母子福祉団体その他母子家庭の母の福祉を増進することを主たる目項に規定する母子福祉団体その他母子家庭の母の福祉を増進することを主たる目項に規定する母子福祉団体その他母子家庭の母の福祉を増進することを主たる目項に規定する母子福祉団体その他母子家庭の母の福祉を増進することを主たる目項に規定する母子福祉団体その他母子家庭の母の福祉を増進するとを主たる目項に規定する母子福祉団体その他母子家庭の母の就業の促進を図るため、母子及び寡婦福祉法第六条第六国は、母子家庭の母の就業の促進を図るため、母子及び寡婦福祉法第六条第六国は、母子家庭の母の就業の促進を図るため、母子及び寡婦福祉法第六条第六

第五条

国は、

民間事業者に対する協力の要請)

「母子福祉資金貸付金の貸付けに関する特別の配慮」

政府は、

貸付金の貸付けについて、母子家庭の母の就業が促進されるように特別の配慮を

対象期間に係る母子及び寡婦福祉法第十八条に規定する母子福祉資金

同条に規定する政令を定めなければならない

援に関する施策の実施の状況を報告しなければならない。

を求めるように努めるものとする。 民間事業者に対し、 母子家庭の母の就業の促進を図るために必要な協力

(母子家庭の母の就業の支援に関する施策の充実) **「の母の就業の支援に関する奄衰りたじ)** 香手当の支給が制限される措置の導入に際して、母子家庭の母の就業の支援に関 養手当の支給が制限される措置の導入に際して、母子家庭の母の就業の支援に関っていることにかんがみ、支給開始後一定期間を経過した場合等における児童扶っていることにかんがみ、支給開始後一定期間を経過した場合等における児童扶っていることにかんがみ、支給開始後一定期間を経過した場合等における児童扶 支援に特別の配慮がなされたものとしなければならない。 という。)については、 (以下「対象期間」という。) |十九号) 第十一条第一項に規定する基本方針 厚生労働大臣及び関係行政機関の長は、基本方針において母子家庭の母の就業 この法律の施行の日から平成二十年 母子家庭の母の就業に関する状況を踏まえ、 に係る母子及び寡婦福祉法 (以下この条において「基本方針」婦福祉法(昭和三十九年法律第百 日までの その就業の

# シングルマザー支援の取り組み

NPOしんぐるまざあず・ ふぉーらむ・関西

# 連絡先

・聞きたいことがあるときは連絡してください ………… 東京 tel·fax 03-3364-3431

第1月曜日 6時半から8時半 第3月曜日 6時半から8時半 〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-13-12 伊豆栄ビル2F 関西 tel·fax 06-6968-3209

〒536-0023 大阪市城東区東中浜2-10-13 緑橋グリーンハイツ1Fアド企画内 第2木曜日 6時半から9時 第4木曜日 6時半から9時 -らむのサイト ・込お-

http://www7.big.or.jp/~single-m/ 会員用掲示板でみんなでコミュニケーションしています。 会員専用Eメール相談窓口 Email:single-m@big.or.jp



# <しんぐるまざあず・ふぉーらむ・関西とは>

私たちは、母子家庭の当事者団体です。活動を始めた 1984年は、収入の少ない母子家庭にとって命綱という べき児童扶養手当が大幅に削減された年で、全国のシン グルマザーが集まり反対運動を展開し、一定の成果を上 げることができました。しかし手当の削減は止まず、根 強く残る差別や偏見の中で、母子家庭当事者はますます 社会的に生きづらい状況にあります。

私たちは、そういった母子家庭の状況に適切に対処す るため、東京、福岡の当事者団体と共に、2002年10 月に、全国組織としてNPO法人しんぐるまざあず・ふ お一らむを設立しました。現在はその関西事務所として の役割も担い、シングルマザーへの情報・交流の場の提 供、ニュースレターの発行、相談窓口の設置、関係機関 への提言、調査等の活動を行っています。

# <相談から見えてくるもの>

児童扶養手当の受給者は、毎年8月に窓口で現況届け を行わなければなりません。特に2002年は、制度の根 本的な改定もあって、窓口の混乱が予想されました。し かし、行政の相談窓口の多くは平日の昼間だけで、また、 そういった窓口は敷居が高く、受給者にとって気軽に相 談できる場所ではありません。そこで私たちは、この年 から毎年8月の土日に、電話相談窓口(ホットライン) を設置してきました。最初の年は、受給額の確認や削減

への不安、養育費算入に伴うプライバシー侵害への怒り など、全国から172件に上る相談がありました。頑張 って収入を増やしたとたん、手当を削減されたという訴 え、嫌な思いをしながら取ったわずかな養育費を所得に 算入されることへの怒りなど、どれも深刻なものでした。 昨年の電話相談でも、非婚母子家庭全てに民生委員の証 明を取らせようとした自治体など、人権意識に欠く対応 が目立ちました。

日常の相談でも手当に関するものが多く、困窮する母 子家庭にとって、この制度がなくてはならないものであ ることを示しています。また、DVを含め離婚にまつわ る相談も増加していますが、手当の削減以来、離婚した くてもできないという状況も見えてきました。その他、 年末年始や子どもが病気の時の保育の相談も多く、制度



が不備な中、子育てと仕事の両立に悩む母子家庭の姿が 浮き彫りにされています。

# <自立・就労支援>

厚労省は今回の手当削減の見返りに就労支援を充実さ せると明言していますが、その策が単に「就労させるこ と」にある限り、実効ある施策は期待できません。私た ちの調査では、シングルマザーの90%近くが既に就労 しているのに、一般家庭の3分の1の収入しかなく、ま た、子育てとの両立をはかるために時間の融通は利くが 不安定なパートを選ぶ人も多いということが明らかにな っていて、望まれる就労支援が収入の底上げであり子育 て支援であることを示しています。

昨今、福祉の現場では、自立や自助努力が叫ばれてい ますが、私たちは真の自立には、さまざまな社会資源を 有効に使うことも含まれていると考えています。そのた めにも情報保障と使いやすい制度の充実が不可欠です。

私たちは、こういったことを踏まえて、私たち自身で も、子育てと両立できる就労支援、当事者がエンパワー できる自立支援に取り組もうと考えました。幸い、昨年 度大阪府の福祉コミュニティビジネスに選定され、その 支援を受けることができ、現在、自宅パソコンを使って の点訳事業と、サポーター事業-シングルマザーにとっ て必要な専門知識を学んだ当事者を、さまざまな場所に 派遣する-を展開しています。関心を持つシングルマザ ーは多く、受注の増加が課題となっていて、こういった 点でも今後行政とのタイアップをはかっていければと考 えています。



# (児)(童)(扶)(養)(手)(当)(制)(度)(改)(正)(の) (概)(要

	児童扶養手当政令改正前(2002(平成14)年7月以前)	現行制度概要(2002(平成16)年4月~)	主な改正内容(改正時期)				
手 当 月 額	●手当月額 ①全部支給 42,370円 ②一部支給 28,350円	●手当月額 ①全部支給 41,880円 ②一部支給 所得に応じて 41,870円~9,880円 の間で10円きざみの額 ●支給制限 手当支給開始月から5年または支給事由 発生から7年経過後手当額減額	●手当月額(2002(平成14)年8月) ・2段階制→10円刻みの多段階制 ●所得制限額の見直し(2002(平成14)年8月) ・全部支給の所得制限限度額引下げ ・一部支給の所得制限限度額引上げ ●支給制限(2003(平成15)年4月) →減額率等については、今後政令で定める (既に受給中の場合は、2003(平成15)年4月1日を起算点とする)				
所得の範囲	<ul><li>事婦控除、特別障害者控除等</li><li>養育費の所得不算入</li></ul>	<ul><li>●特別障害者控除等</li><li>●養育費の所得算入</li></ul>	<ul> <li>母による受給の場合は 寡婦控除、特別寡婦控除廃止 (2002(平成14)年8月)</li> <li>母が受領する養育費の8割を所得算入 (2002(平成14)年8月)</li> <li>子が受領する養育費の8割を母の所得に算入 (2003(平成15)年4月)</li> </ul>				
物価スライド	<ul><li>■1990(平成2)年から自動物価スライド制導入 但し、1999(平成11)年から4年連続手当額凍結</li></ul>	●2003(平成15)年10月から物価スライドの 特別措置(激変緩和)適用					
認定請求期限	●手当の支給要件発生の日から5年経過後 手当認定請求ができない(5年時効)		●5年時効撤廃 ただし、2003 (平成15) 年3月31日以前に 既に時効が成立している場合新たに支給 要件を満たす事由がない限り認定請求で きない(2003 (平成15) 年4月)				
手当支給期間	●扶養する児童が、18歳到達以後、最初の 3月31日まで	同 左					



# 大阪府母子寡婦福祉連合会の 取り組み

大阪府母子寡婦福祉連合会理事長 羽間 美佐子

# 連絡先

社会福祉法人 大阪府母子寡婦福祉連合会 大阪府母子福祉センター 清香会館 TEL 06 (6762) 9995 FAX 06 (6762) 3796 〒540-0012 大阪市中央区谷町5-4-13 大阪府谷町福祉センター内 http://www2.ocn.ne.jp/~b shiren/

# 連合会の現状

## 組織及び会員数等 -

当連絡会は、1950(昭和25)年に結成され大阪府内37市郡の母子寡婦福祉会 で組織されてます。

現在の会員数は、約3万人です。母子家庭の加入促進のために児童扶養手当現状 届けの8月を加入促進月間とし、パンフレットの配布などに力を入れています。又、 ホームページで最新の情報をお伝えていますので、ぜひアクセスしてみてください。



2月11日(祝) 大阪府母子寡婦福祉大会 参加者 1,300名 大阪府立青少年会館



# 現在実施している母子家庭への自立支援事業の内容

# ―― 母子家庭等の自立促進、就労支援のために実施している各種事業の内容 -

大阪府からの委託を受けて「母子家庭等就業・自立支援センター事業」を2003 (平成15) 年度からスタートさせました。2名の「就業相談員」を配置し、無料職 業紹介所を併設して仕事の斡旋を行うなど一貫したサービスを提供したり、スキル アップのために就業支援講習会を託児付きで実施しています。

弁護士による法律相談や母子家庭の仲間による生活相談は利用が多く大変喜ばれ ています。又、母子家庭及び寡婦が就労等の自立に必要な事由や、疾病により一時 的に日常生活に支障が生じた場合に家庭生活支援員(ヘルパー)を派遣しています。



7月13日(日) 大阪府母子家庭母の集い 参加者 600名 摂津市民文化ホール パネルディスカッション



# 自立支援事業の実績(参加者数など)

# - 各種自立支援事業等の参加状況とその分析)

求職相談者の約3割が就職しましたが、その多くが短期的臨時雇用であり、今後 求人開拓に力を入れることが課題となっています。(表1)

就業支援講習会ではいずれの講座も定員を上回る応募がありました。中でもホーム ヘルパー2級過程は毎年、人気が高く、自立に向けての意欲がうかがえます。(表2)

この他、連合会はもちろん、各市郡母子寡婦福祉会でも啓発、交流事業や子ども を対象とした各種事業を行っていますのでご参加下さい。



奨学金給付式: 寄付を財源とし府内の会員の <sup>2</sup>どもで高校3年在学者に給付 対象人数 300名

# 家庭等・就業自立支援センター実績 2003(平成15)年4月から1月末)

求	職	相	談	者	数	328人
求	人	情 報	提供	も 者	数	225人
情	報	提	供	件	数	443件
求	職者	数(	a ) +	. (b	)	人88
		自所	受理求	人と扌	采用状況	
求		人	件		数	90件
求			人		数	110人
紹		介	者		数	90人
採		用	者		数	(a) 66人
情	報 提	供者	による	就 ಾ	诸者	(b) 22人

# 2003(平成15)年度 就業支援講習会実績

	講	莝	名		実施回数	定員	応募者数	倍率
簿	12	3		級	20	90	147	1.63
パ	ソコ	ン	初	級	50	100	270	2.70
パ	ソコ	ン	活	用	20	40	81	2.02
ホ -	- ムヘノ	レパ・	<b>-</b> 2	級	30	60	373	6.21
調	Ŧ	里		師	10	30	39	1.30
医	療	事		務	10	30	60	2.00
	合		計		140	350	970	2.77

# 母子家庭が抱える課題、問題点について

# - 現在、母子家庭が抱える大きな問題点、悩み、課題

幼い子どもを抱えて、安定した仕事に就くのはなかなか容易ではありませ ん。少ない収入を補っていた児童扶養手当が減額され、4年後にはまたもや 改正されることとなっています。受給開始から5年後に手当を減額措置する というもので、大きな不安材料となっています。仕事、保育、住宅の問題は 今も解決していません。



医療事務講習会 受講生 30名

Q4

# 行政等に関する要望など

母子家庭の自立、就労のために必要な新たな制度、

# 施策の提言、現行施策の拡充の提言など -

市等に配属された母子自立支援員さんや、ハローワークを始めとする関係 機関との連携を密にし、お母さんの自立にできる限りの応援をしていきたい と思っています。とりわけ就労に関しては「母子家庭の母の雇用」を法で義務 づけていただきたいものです。そして、市町村事業となった給付金事業等に ついては地域格差なく実施されるよう願っています。





# その他

# - 連合会として、母子家庭、行政等に訴えたいことなど ――

母子家庭のお母さん方には、情報を早くキャッチして、うまく利用し自立に役立ててほしいものです。そしてぜひ この会に入会してください。母と子が安心して暮らせる社会にするためには、当事者が力を合わせ、声に出すことだ と思います。

また、母子家庭を支援しようという動きが具体的になってきましたが、社会の理解と協力がまだまだ必要です。市 町村など関係機関のさらなるご協力をお願いします。

# 大阪府母子福祉センター 清香

府内(大阪市を除く)にお住まいの母子家庭、寡婦の方を対象に生活全般についての相談に応じています。 毎週月~土曜日には、「母子家庭ほっとライン」を開設し、電話(来所)相談に応じたり、法律上、専門的な知識を 必要とする場合には、月2回、弁護士による「法律相談」を行っています。

● 母子家庭ほっとライン: 毎週月~土曜日 10時~16時

▶ 法 律 相 談: 毎月第2·4木曜日 13時~15時(要予約)

ふれあいサロン: 年数回を予定

母子家庭や寡婦の自立を支援するため、簿記、調理師、ヘルパーの資格取得やパソコンの技能を習得するための講 座を開催しています。また、一時的に生活援助や保育等が必要な世帯に家庭生活支援員を派遣する日常生活支援事業 を行うなど、いろいろな支援を行っています。その他、共に楽しめる行事や催しも実施していますのでお気軽にご利 用、ご参加ください。

- 日常生活支援事業 一時的に生活援助、保育等が必要な世帯に家庭生活支援員を派遣
- ▶ 自立促進講座 ホームヘルパー2級、簿記、パソコンなどの技能習得講座の開催
- 母子家庭等就業・自立支援センター 専門の就業支援員・自立支援員が、就職等について相談を受けます。パソコン検索もできますので、 お気軽にご利用ください。(要予約) 相談日:月~金、第1・3・5土(10時~16時)

\_\_\_\_\_\_

(問い合わせ先) Tel 06-6762-9995 Fax 06-6762-3796

# 「ハンセン病回復者の人権問題 |②

# 全国ハンセン病療養所入所者協議会事務局長

# 美知宏

この講演記録は、2003年7月28日に人権相談員等の「養成講座」で神さんに 講演いただいたものの記録を掲載しています(2回にわけて掲載しています)。

# 私の決心

療養所に10年ぐらいして医局に呼び出され「こうざきさん、 あなたの病気はこの療養所にいる必要はない」と言われた。 しかし、私はこれからの人生を考えていると自分だけの幸せ を考えて、追求してこの療養所を出ていくことはしない。社会 復帰はしない、と。27.8歳だった私は、刑務所のような実態 であるこの施設、人間を人間でないあつかいをするこの施設 を改善しなければならない。一生涯この運動をしつづけるこ とを決心しました。それから、40年、大島青松園を出て、東 京で活動して8年、69歳になります。これからも、こういう運 動の先頭にたってやっていくことができるのかとの不安もあ るが、私の決断したことは間違っていないと思っています。

今の私の仕事は厚生労働省が主催する様々な会議に出席す ることです。また立場上、北海道から九州と招かれて走り回っ ておりますが、市民のみなさまと膝をつきあわせながら私ど もの立場なり事情を説明することこそ、私の社会復帰と同じ ことではないかと思っています。

# "本名に戻る"と声明、母親の死

1996年「らい予防法」が廃止になった時、菅厚生大臣が東 京東村山市にある多磨全生園に訪れまして、入所者や家族の ためにひどい仕打ちをしたと謝罪しました。約500人の入所 者がいました。私は事務局長の立場であり、まだ偽名を使って いる立場でした。運動の先頭にたっている自分が偽名を使っ ている腹だたちさ、この機会に、本名にもどる「神美知宏にも どる」と声明しました。入居者の90%以上の方は完治してい るが社会復帰できていない。「らい予防法」が廃止になった今 こそ新しい風が吹くと思いました。

私が本名に変わることを新聞記者をしている兄は「もっと早 くにするべきだった」と賛成してくれた。また、「遅すぎたくら いだ」と兄はいってくれた。菅さんが訪れとき私は、あえて母 親の反対をおしきってその場で今日から"こうざきまさお"と いう仮の名前をすてて本名にもどると声明いたしました。マ スメディアのみなさん方は大臣の一挙手一投足を取材するの が仕事です。私が菅さんの前で本名に戻るということを声明 し大々的にとりあげることになりました。特に朝日新聞の「ひ と」というコラムに写真入りで"神崎正男"から"神美知宏"と声 明したことが大々的に新聞にでました。

母親の立場としてはやってもらいたくないことをあえて私 が本名を名乗ったために新聞に大々的とりあげられました。 こんな偶然はないのですがその日、母親は死んでしまいまし た。あれほど私が本名にかわることを反対していたのに新聞 に"みちひろ"が写真入りで公表したことは衝撃的で、そのこ とが、突然死の要因になったのではないかと考えられます。 兄貴からの電話連絡を受けてまず「自分で死んだんじゃない か」ということを聞きました。実は昨日までぴんぴんしていた が、急性心不全でした。「母親はお前が新聞記事にで出ている のを見ずに、死んでしまった」と。なんという偶然だろうか。

葬式の話では神家の二男である私が葬式に出席するかどう か。「もう、40年も家に帰ってきていない。町や村はお前の存 在を忘れている。残念、だけれども、葬式にも出ないでくれし と兄に言われ、自宅の家の中で熊のように葬儀の終わるまで ウロウロしていました。

それから、3年経過し、"墓参りに行きたいが"と相談すると、 「だれにも見つからないように、してきてくれ」と。兄の意見に とらわれずに、私は自分の思うままに電話連絡して、四国から 北九州にわたり、30センチほど雪が積もり、駅から墓地まで そんなに遠くなかったのですが車でいきました。雪の中をか きわけてきた兄が、履物もべちゃべちゃになるであろうと長 靴を持ってきてくれた。考えてみれば、肉親のささやかな思 いやりだった。

長靴にはきかえて、兄と2人で墓の前でしばらく沈黙してい た。兄は、墓地をあけて、「両親の遺骨はあそこにあるよ、お まえの遺骨は両親の横においてあげるよ」と、兄のせめてもの 思いやりだったのでしょうか。気持ちは分かるけれど、病気の 実態、すべてを総合して、病気が完治されているのに依然と 蚊帳の外、骨になって墓にはいることをいうなら、生きている 間になぜ敷居をまたがさないのか。死んで両親の遺骨の横に なって喜ぶと思うのか。まあ兄貴として、せめてもの思いやり と思っています。生まれた家に帰ることを誰も喜んでいない、 秘密を守るように四国の療養所に帰っていきました。

# 「遺骨を山に」…雨に流れて、世界に

全国の入所者は家族にそうゆう状況で対応されています。 まだ、3,800人が生き続けています。ハンセン病は昭和30 年ぐらいにほぼ治っています。今、現在のデータによると 99%の者が完治し、1%の者が治療を続けています。平均年 齢も76歳になっています。日本で発病するものは1年に4.5 人になってきました。しかも特効薬が開発されていますので 1週間ほど治療をうけると治ります。

しかし、療養所にいるものは年をとるほど故郷のことを思

い出します。あの山や川や家はどうなっているかという思い があります。家族からは残念ながら帰って来いということを聞 くことはない。一番近い家族ほど入所者を遠ざける。家族に とっては、"本当は温かく受け止めてやりたいが世間が怖い、 社会が怖い。おまえは40年ほど療養所にいたんだからもう療 養所で死んだものとして遺骨をうけとる"と。親の墓参りも自 由にできない社会がある。鹿児島に「星塚敬愛園」という療養 所があり400人ほどの入所者がいます。80歳ぐらいになる 人が裁判を続けていました。70年間も療養所からでたことが ない。どうして、自由に外にでられないのか。せめて、私が、 死んだら遺骨をふるさとの山にまいてほしい。遺骨を山にま けば、雨がふると川に流れ海にそそがれる。世界に通じる。 生きているうちにふるさとに帰ることができなかった。せめ て遺骨を散乱してほしい。あの家から病人が出た。療養所で 死んでしまえばそれでおわると思っているが、それはちがうこ とである。

2ヵ月ほど前、私の弟の子どもの縁談がこわれてしまいまし た。30歳ぐらいです。まとまりかけた縁談が破談になりまし た。おじさんが病気になって療養所に入り、今なお生きて療 養所にはいっているということがあります。私は69歳になっ て死支度の時期になってきました。

# 「生きていて良かった」と思うクラス会

今年の3月のことですが、小学校のクラス会をすることにな りました。"どうも同級生だった神美知宏は生きているらしい、 という情報がある、生きているのならクラス会で紹介しよう ではないか、とみんなで相談している"と。私の同級生が涙な しでは語れない文面の手紙を送ってきてくれました。生きて いて良かった。死ななくて良かった。家族のものに相談した。 クラスのものが住んでいるし、家族の反応を確かめてみたか ったからです。「この際、帰ってこい、お前が帰ってきてこそク ラス会が意味のあるクラス会になる」と。

別府の温泉でゆっくり浸かってクラス会をしました。17人 に集まっていました。そのうち女の子が7人いました。「みっち ゃん、大きくなったね」「70歳のおとなに向かって大きくなっ たねはおかしいね」小さかった女の子が「みっちゃん、大きく なったね」と。他のみなさんは異口同音に「よく生きていてく れたね。たいへん苦労したんじゃないか。家族のみなさんが ひた隠しにしようとしているのが痛いほど分かるので、神美知 宏さんどうしていたのかと、喉まできているが聞くことができ ないし

家族のものは50年も、住んでいないので何にも知らないと 思っている。みんな私のことを知っていました。

いつ家を出てどこで何をしていたか。新聞やニュースに出 たのでそれを情報源にみんな私のことを知っていました。新 聞に出て3軒隣りのおばさんが「みっちゃん生きていたんだ」 と電話があった。「早く、帰っておいで。家族のみんなはどうい っているのと。

# ハンセン病問題は差別の原点

今は、ハンセン病をまっすぐにみて頂きたい。認識を高め てもらわなければならない。ハンセン病問題は差別問題の原 点、私はそういう認識でおります。おそらくみなさんがどの程 度ハンセン病の認識があるかわかりませんが、ハンセン病問 題が抜本的に本当の意味で社会で一層解決されなければ私た ちの入所者の市民権は得ることはできない。人間回復はまだ まだ先のことであると認識しています。

次から次へと新しい差別問題の出てくる日本の社会の実態 から考えると、ハンセン病に対する偏見が解消され差別のな くなる日は、100年待つに等しいのではないでしょうか。

昭和25年頃は収容者数が一番ピークに達しました。全国 15ヵ所12,000人に達していました。強制収容・強制隔離社 会で私たちが生きることを、許さない政府であり地方自治で あり、大々的に一般に運動が行われてきました。みなさんの 身のまわりには、ほぼいないと思います。みなさん、「らい予 防法」が廃止され、一昨年熊本地裁で判決がだされ、「これで 日本におけるハンセン病問題は解決したじゃないか」、私はそ ういう認識が社会問題になるのを恐れています。みなさんも そういう意味で見なおしてほしいと思います。

1950年は12,000人、それから50年たって3,050人に なる。一年間で200人近く亡くなる。これからの入所者がど のように減り続けていくか、どのような生活設計をするのか。 10年すれば今3.800人が半分に、15年すれば3分の1にな ると推定されています。10年・15年先を展望しながら今何 をしなければならないか。市民のみなさま方もいっしょに考 えてもらわなければならないことを、私は許されるなら問題 を提起させてもらっています。

ハンセン病療養所にはいろんな方々がいます。いろんな選 択肢もあってもいい。日本の社会もみていると高齢化・核家 族化社会、若い頃は高度成長時代で一生懸命に働き60、70 になり、これからの自分がどうなるのかと不安になる。家族 のみなさまはこれを大きな課題として考えなければならない 市民の問題だと思います。

介護保険の恩恵を受けて高齢者社会が幸せになったのだろ うか。高齢になって病気になっても病院の経営によくないと おいだされ、いきつくところは老人の福祉施設しか落ち着く ところはなくなってしまった。高齢者のみなさんは施設には いるのに満杯で3、4年待たなければならない。そうゆう苦悩 の中で高齢者のみなさま方は頭を悩ませている。私がその人 たちの最後の老後の人生をすごすのにハンセン療養所を開放 してはどうか。ハンセン療養所に入所しているのは、実際年寄 りばかりで、だんだん空き部屋が出てきています。そこを市 民、社会に開放する時がきたのです。

こうゆう時代になって、社会復帰しようとしてきたものも でてきました。それも大切なことですが、療養所自体が社会 復帰する。社会化を考えてくる時期がやってきたと思います。 だれも見てくれないひとりぼっちの老人がハンセン病のひと たちとともにいっしょに暮らす。国の考えは、人数が少なくな

れば取り壊しを考えてい ます。全国ハンセン病療 養所入所者協議会略して 全療協といいますが、た とえ人数が少なくなった としても社会を守る。隔 離された私たちが右から 左に移ることを国はいう べきでないと要求し、約 束している。しかし、どち らかというとハンセン病 療養所に死んでもそんな ところにも行くかという 実態を把握しながらこれ からの人生を考えていき たいと思う。



多くの方が自ら命を絶った場所

# ハンセン病回復者の地域復帰について

地域復帰者

解放出版社

川島

大阪、都島区に社会復帰された川島さんと、ハンセン病問題にとりくんでいる 原田さんと対談いただきました。(2回にわけて掲載しています。)







川島

# 〈川島 保さんプロフィール〉

1933年生まれ。

小学校5年でハンセン病発病。

1944年 岡山の長島愛生園入所。

大阪に社会復帰するが、公衆浴場の不備で床にもれて

いた熱湯で足の裏一面を大やけど。

回復者であることを明らかにしていなかったため、病

院にもいけず、誰にも相談できないまま帰園。

1999年 「らい予防法違憲国家賠償訴訟」の原告に。

2002年 都島区に、社会復帰を果たす。

# ◇ 黒川温泉事件について

(原田) 次に、黒川温泉宿泊拒否事件の事について聞き たいんですが。

(川島) ハンセン病に関して国は私たちにしてはいけな いことを長くやりすぎた。結局、謝罪ができず にずっと持ち越したかな。世界的な開放政策を 日本はようしなかった。あまりにも、人権を無 視し、隔離していたこと、あまりにもひどすぎ た事を国民の前で謝ることができなかった。

> 1953 (昭和28) 年に予防法が改定され、少 しは変化があったが、1949(昭和24)年の所 長会議で厚生省医務局長の東龍太郎が「予防法」 を変えると所長に言ったら、光田健輔が"わし の目の黒いうちはそんなことは許さん"と言っ た。結局あんまり、変わらない「予防法」がで き、そして「無らい県運動」と続いていった。

> 1957 (昭和32) 年には、"手、足、顔に後 遺症がでてなく、菌もなかったら出ていっても いい"という退所基準ができた。ただ、療養所 では患者が患者の世話をするという制度があり、 元気になったものが出ていったらたちまち困る という状況があり、退所基準ができたのにもか かわらず、ずっと隔離されていた。

(原田) 黒川温泉の時も社会も国も啓発活動ができてい なかった。社会も反省しなければならないと思う。

(川島) 社会も反省しなければならないということより も、園側と医師がはっきりとしない態度をとった ことが大きい。自分自身も"はっきりと治ったん だ"と自信を持って社会によう出ていかなかった。



「邑久光明園」の 監房。なぜ監房が 必要だったのか。

園内のみんなもあまり驚いていなかったみたい。 (原田) (川島) 自分自身、後遺症があって、社会の人に嫌われ ているといった気持ちってあるんだよな。

> 療養所では医師が友達に注射をしたとき、座 敷に新聞紙をひいて長靴を履いたまま入ってき て、そして注射した。まるでおまえたちは人間 でないという扱いだった。

私も、療養所の人以外は心を開かなかった。社 会復帰した際に、仕事の相棒がいて1日交代の配 車係であったが、その人が辞めるといったので、 本当のことを話した。その人だけが知っていた。

(原田) その人の反応はどうでしたか。

"そんなに気にすることはないよ"と言ってく (川島) れた。ただ、その人が辞めるから言えただけで、 もしまだ続けていくなら言わなかっただろうな。

> 国は、菌がなくなったことで治ったと啓発し なければならなかった。病気のことは嘘をつい て、ハンセンと言わなかった。園長も"多発性 神経炎"と言えと。

本当にやすらいだのは、部屋に帰ってきた時



入所者が外出する場合に必要だった、「許可証明書」。

かな。あのときはひとつ、ひとつ嘘つかなけれ ばならなかった。

(原田) わたしは、今までの行政の不十分さがあると思 う。黒川温泉の件を踏まえて、啓発活動をもっ と積極的にしていかなければならない。市町村 の人権部局などは特に理解をしてほしい。

# ◇ 園内の生活

- (原田) 川島さんが愛生園にはいったのは、やっばり、 無らい県運動だったの?
- (川島) 入る時は県の衛生課の人がちょくちょくきおった。

(原田) やっばり。

- (川島) 白い服を着て来た。奥の部屋で酒を飲んでいた。 おやじは酒が弱いんですぐに声が大きくなった。 別に威張っている様子もなく、わたしを診察す る様子もなかったが。
- (川島) 私の場合は、すぐ上の姉が1940 (昭和15) 年 大阪に働きに出てすぐ発病したらしい。

(川島) お父さんとお母さんはどうもなかった。貧しか

(原田) 何でやろうな。

ったのが原因だったのかな。私が、発病したの を知ったのは、左腕の肘がマヒしていたから。 子どもの頃、友だちとさわいでいて、傷がで きて、そこから血が出ているのに痛くない。父 親に言ったら、姉と一緒の病気になったのかな、 とぼそぼそと言った。その言葉が妙に頭に残っ ていたんやな。5年生のはじめぐらいに発病し、 6年生で岡山県に入園した。

- (原田) お姉さんと川島さんは病気になったことによっ て、家族と地域との関係は悪くなかったんやな。
- (川島) 遺伝と思ったみたいで、わしらの所は嫌われた 記憶はない。
- (原田) 家族との関係が絶たれなかったのは珍しい。
- (川島) わしらのところでは家族がハンセン病になって、 家族が嫌われた試しはなかったんやろうな。私 の家の隣は、男の子ばかりいたので、服もいろ いろまわしてもらったりもした。
- (原田) 11歳で入園して、園ではどのような状態でしたか?

(川島) 園では、「望が丘」の4アールの土地で農作物を つくる。小さい頃は自分達の部屋で煮炊きをす るための薪をとりに行ったりした。子どもたち どおしで山に入った時、海をながめたり、ホッ とできた。たまにお腹が減って、大人たちのつ くった大根や人参を失敬したこともあった。夏 にはできたかぶをとりに行ったりもした。

(原田) 園で小学生は何人いたのですか。

(川島) 小学校6年生は、男5人、女2人で計7人。全部で 50人ぐらいいたはずや。6畳に4人寝たから。 130人から150人くらいいた勘定や。

> 入園した時「書き取り」をしなさいと言われ たが、頭がぼっとしてできなくて、1日中座らさ れた記憶がある。まるでいじめにあった気がし た。なにくそ大きくなったらやり返してやると 思った。

療養所で一番つらかったのは、18歳の時病気 が急に悪くなり、顔が腫れていて目が見えなく なったことがあった。そのとき来てくれたおや じの顔が見えないくらい顔が腫れていた。目を 見開けなければ顔を見ることができない。

そのとき、おやじが "死んでもいいじゃない か"と言った。私はあまりひどいことを言うな とは思わなかった。自分もその時は死にたいと 思っていた時でもあり、そういう風に思うのは 仕方がない、死んでもいいのになあ、と思った。

# **◇ これからのこと**

- (原田) ぜひ大阪の出身者だけじゃなく、あちらこちら の療養所から大阪に来れるようにしたい。その ためには、大阪府とも検討を進め、ちゃんと受 け入れしなければならない。
- (川島) 大阪で生活をしようとする人はなかなかいないし、 平均年齢も76歳。この1年以内にはいなかった。 それから、府営住宅は不便だが、ここは便が いいから、後5年は生きられると思うので私は ここに住む。私自身は社会復帰してよかったと 思うが、正直、社会復帰はしてほしいと思うけ れど、本人の気持ちを大事にして、勧められな いと思う部分もある。やはり時間がたつことに よって、だんだんと難しいと思う。
- (原田) 園内でも、社会復帰についていろいろと話を聞 いてくれるような人がおればいいのになあ。そ れと、大阪市や府が療養所に向けて大阪に来た ら住まいのこととか、医療がこんなんですとか、 安心できる説明が必要だと思う。
- ※川島さんは、3月初旬に体調を崩され、2週間ほど入院 されていました。今は元気に暮らしていますが、一人 暮らしの不安も感じられておられました。

# 相談窓口一覧

# 【大阪府内の福祉事務所】

社会福祉関係の業務を行う機関として府および各市、町設置の福祉事務所があります。専門知識を有する母子自立支援員が母子家庭、寡婦の方々の福祉に関する相談や日頃の悩みや生活の安定、自立のための相談に応じます。

市町村	電話番号	市町村	電話番号	市町村	電話番号
守口市	06-6992-1221	摂 津 市	06-6383-1111	羽曳野市	0729-58-1111
枚 方 市	072-805-3521	島本町	075-961-5151	藤井寺市	0729-39-1111
寝屋川市	072-824-1181	八尾市	0729-24-3839	大阪狭山市	072-366-0011
大 東 市	072-872-2181	柏原市	0729-72-1501	美 原 町	072-361-1881
門真市	06-6902-0148	東大阪市東	0729-88-6619	南河内郡	0721-24-5169
四條畷市	072-877-2121	東大阪市中	0729-60-9274	岸和田市	0724-23-9480
交 野 市	072-893-6400	東大阪市西	06-6784-7982	貝 塚 市	0724-33-7021
豊中市	06-6858-2767	泉大津市	0725-33-1131	泉佐野市	0724-63-1212
池田市	072-752-1111	和泉市	0725-41-1551	泉南市	0724-83-0001
箕 面 市	072-724-6738	高石市	072-265-1001	阪南市	0724-71-5678
豊能郡	072-752-7948	松原市	072-334-1550	泉北郡	0724-45-2387
吹田市	06-6384-1231	富田林市	0721-25-1000	泉南郡	0/24-40-238/
茨 木 市	072-620-1634	河内長野市	0721-53-1111		

大阪市内にお住まいの方は、住所地を担当する各区役所(健康福祉センター)へお尋ねください。 堺市内にお住まいの方は、住所地を担当する各支所の地域福祉課へお尋ねください。 高槻市にお住まいの方は、市子ども育成室児童福祉課(072-674-7174)へお尋ねください。

【土日夜間電話相談】(大阪府が社会福祉法人八尾隣保館八尾母子ホームに委託して実施しています)

ひとり親家庭の方の、子どもの養育に関する相談や健康管理の相談、その他生活全般の様々な相談に電話で応じます。

- 電話番号 (0729-23-4152)
- 相談受付時間土·休日(10:00~17:00)/休日·平日夜間(18:00~23:00)

# 編集後記

●大阪府は、「母子及び寡婦福祉法」に基づき、「大阪府母子家庭等自立促進計画」をまとめている。これは、広域 行政をになう観点からの理念や方向を示すとともに、各市で作成される「計画」のモデルにとの思いも含まれる。 ひとり親家庭へのより身近な市や町での相談体制の確立や、生活支援や就業支援のための施策の実施など、ま さに総合的な施策実施が必要となっています。

2004年(平成16年)3月発行

編集·発行/財団法人大阪府人権協会 企画相談部

〒556-0028 大阪市浪速区久保吉1-6-12 TEL06-6568-2983 FAX06-6568-2985 http://www.jinken-osaka.jp